



転入・転出・転居の住所変更手続きの時間短縮に

8月3日(月)からインターネットで住民異動届が作成できます

問 / 市民窓口課 (☎ 58-2213 FAX 58-2293)

住所変更（転入・転出・転居）に必要な届出書を、スマートフォンやパソコンを利用して自宅等で作成することができる CHAT 窓口申請チャットをご利用ください。事前に CHAT 窓口申請で手続きをすると、専用の QR コードが発行され、市役所で住所変更の手続きをする際は QR コードを提示するだけで、自動で記入済みの住民異動届が印刷されます。住民異動届を手書きする必要がないので、手続き時間が短縮でき、感染症の拡大防止にもなります。

こんなに便利！CHAT 窓口申請の特徴

▶ 時間や場所を問わず、来庁前に住民異動届を作成！

いつでも、どこでも住民異動届を事前に作成できるので、休日や夜間、ちょっとした空き時間などを有効に活用できます。

▶ 窓口での住民異動届の記入が不要

事前に作成した住民異動届は、市役所で QR コードを提示するだけで、印刷されるので、市役所で届出書の記入が不要となります。

▶ 必要な持ち物を事前確認

住所変更に必要な委任状や本人確認書類などが案内されるので、来庁時に必要な持ち物が事前に確認できます。

▶ 7 言語に対応

日本語のほか、英語・中国語（簡体字）・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語で表示されるので、外国人も安心して利用できます。

CHAT 窓口申請の利用方法

来庁前

- ① 能美市ホームページから CHAT 窓口申請へアクセスする。
- ② 質問に答えながら、必要な内容を入力すると、最後に QR コードが発行されます。



- ③ QR コード（スマホ画面や印刷した紙など）を持って、市役所へ行きます。

来庁後

- ④ 市役所で QR コードを提示すると届出内容が印字された住民異動届が印刷されます。
- ⑤ 市役所で、来庁者の本人確認と住民異動届の内容を確認し問題がなければ住所変更の手続きは完了します。



※国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、介護保険、児童手当など、住所変更にともない手続きが必要となるものがあります。



1人で悩まず気軽に相談を

消費生活センターの外国人向けカードを設置しました

問 / 消費生活センター (☎ 58-2248 FAX 58-2120)

外国人向けに消費生活センターのご案内(カード型)を作成し、市民窓口課、寺井・根上窓口センター、能美市国際交流協会に設置しました。日本語版・英語版・中国語版・ベトナム語版があります。ぜひご利用ください。

消費生活での困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。





蚊媒介感染症のデング熱・ジカ熱を予防しましょう

蚊に刺されない・蚊を発生させないために

情報発信元 / 健康推進課 (☎ 58-2235 FAX 58-6897)

デング熱やジカ熱は、ウイルスをもった蚊を介して感染します。

これらの感染症は、日本に広く生息する「ヒトスジシマカ」も媒介できることが分かっています。「ヒトスジシマカ」は、5月中旬から10月下旬ころまで活動します。デング熱やジカ熱の流行地（中南米・アフリカ・東南アジアなど）に渡航する際だけではなく、日ごろから蚊に刺されないように注意しましょう。

▶ **参考** 石川県ホームページ 蚊媒介感染症
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/kabaikaikansensyou.html>

▶ 予防のポイント

- ・蚊が発生しやすい場所で活動する時は、長袖シャツ、長ズボンなどを着用し、肌の露出を避けましょう。
- ・素足やサンダル履きはできるだけ避けましょう。
- ・必要に応じて虫よけ剤などを使用しましょう。

▶ 蚊を減らすには

蚊の幼虫（ボウフラ）は、雨水マスや植木鉢の受け皿、古タイヤなど比較的少量の水たまりに発生しますので、水たまりができないように注意しましょう。



能美市納税コールセンターによる電話催告

問 / 債権管理課 (☎ 58-2207 FAX 58-2292)

市では納期限を過ぎても納付の確認が取れない方に対して、委託会社が運営管理する「能美市納税コールセンター」を通し、電話で納付の呼び掛けを行っています。早期の呼び掛けにより、滞納の長期化・高額化を防止することを目的としています。

電話案内では、必ず「能美市納税コールセンターの〇〇と申します」と名乗り、未納の科目、期別などを伝えます。金融機関名や口座番号を聞く、振込みを指示するといった案内はしません。ご不明な点がございましたら、債権管理課までお問い合わせください。

運用時期	年4回 (8月、10月、12月、翌年の2月)
コール時間帯	平日(月曜日～金曜日) 18時～20時 土曜日、日曜日、祝日 9時～17時
対象科目	市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料



健診・がん検診のご案内の追加事項について

問 / 健康推進課 (☎ 58-2235 FAX 58-6897)

7月中旬に各世帯に送付しました「令和2年度能美市健診・がん検診のご案内」5ページに集団健診受付時間の記載もれがありましたので、お知らせいたします。

▶ **受付時間** 8時15分～11時(30分毎に予約を受け付けます)

※集団健診は**完全予約制**です。事前予約がない場合、集団健診を受けることができませんのでご注意ください。



オンライン移住相談を開始しました

問 / 地域振興課 (☎ 58-2212 FAX 58-2291)

7月1日から、担当者と顔を合わせて移住相談ができるオンライン移住相談を開始しました。相談可能な時間帯は平日8時30分～17時15分です。

事前予約制となり、お申込みはメールにて受け付けています。詳しくは、地域振興課へお問い合わせ下さい。



マイナンバーカードの手続きをサポート

能美市マイナンバーカードヘルプデスクを設置します

問 / 市民窓口課 (☎ 58-2213 FAX 58-2293)

8月3日(月)から、市民窓口課内に、能美市マイナンバーカードヘルプデスクを設置します。マイナンバーカードが市民の皆さまにとってより身近なものとなるよう、更なる普及を目的として、従来より行っておりましたマイナンバーカードの交付や電子証明書の更新等の業務だけではなく、マイナンバーカードの申請の受付業務も開始します。申請に必要な写真の撮影も行いますので、ぜひご利用ください。

▶ **設置場所** 市役所本庁舎 市民窓口課内

▶ **受付時間** 月・水・金曜日 9時～16時
火・木曜日 9時～18時※
(※16時～18時の間は、事前予約した方のマイナンバーカード交付および電子証明書の更新のみ)

▶ 取扱業務

- ・マイナンバーカードの交付(受け取り)
- ・マイナンバーカードの申請受付
※写真撮影も可能です。お手続きに必要な書類は、市ホームページをご覧ください。
- ・マイナンバーカード及び電子証明書の更新
- ・マイナンバーカードの住所変更
- ・各種暗証番号ロック解除
- ・その他マイナンバーカードに関すること

マイナンバーカードの出張申請受付を行います

日時 8月8日(土) 13時～16時

場所 根上総合文化会館 円形ホール

※対象者や持ち物などについては、市ホームページまたは広報のみ7月号をご確認ください。



8月28日(金)～9月3日(木)

『子どもの人権110番』の強化週間について

問 / 市民窓口課 (☎ 58-2213 FAX 58-2293)

8月28日(金)～9月3日(木)は、『子どもの人権110番』の強化週間です。期間中は、電話相談の受付時間を拡張するほか、土・日曜日も相談を受け付けます。



通常の受付時間は、平日8時30分～17時15分です。

▶ 強化週間中の受付時間

8月28日(金)	8時30分～19時
8月29日(土)	10時～17時
8月30日(日)	
8月31日(月)～9月3日(木)	8時30分～19時

メール相談は24時間受け付けています
法務省 子どもの人権 SOS e メール
https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html



▶ 児童・生徒の皆さんへ

学校で友達から「いじめ」を受けて学校に行きたくない、でも先生や親には言えない…、誰に相談したらいいかわからない…。もしもそんな苦しみを抱えていたら、一人で悩まずに、私たちへお電話ください。

どうしたら解決できるか私たちと一緒に考えませんか。相談は無料、相談内容の秘密は守ります。

▶ 保護者の方へ

「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで生じていることが多く、また、被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくありません。

「子どもの人権110番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受ける相談窓口です。

相談は、金沢地方法務局において、人権擁護委員及び人権擁護事務担当職員がお受けします。

相談は無料、秘密厳守で対応します。

コロナ関連 ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ
ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

問 / 子育て支援課 (☎ 58-2232 FAX 58-2293)

新型コロナウイルス感染症の影響による子育ての負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、収入の少ないひとり親世帯に臨時特別給付金を支給します。

▶ **対象者**

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（児童扶養手当受給資格者の認定を受けていなくとも、同様の水準と推測される方は対象となります）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▶ **支給・申請** ②、③の対象の方は申請が必要です。申請書と必要書類をご提出ください。

		①の対象者	②の対象者	③の対象者
基本給付	支給額	1世帯5万円 ※第2子以降1人につき3万円加算		
	申請	不要	必要	
	支給時期	8月11日(火)	支給決定後随時	
追加給付	支給額	収入が減少した場合5万円		—
	申請	必要（8月の現況確認時など）	必要	
	支給時期	支給決定後随時		

▶ **②、③の対象の方の申請方法**

基本給付、追加給付ともに申請が必要です。市ホームページから申請書をダウンロードし、振込先口座などを記入して、必要書類とともに子育て支援課まで直接、または郵送でご提出ください。

申請後、給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

▶ **問い合わせ**

厚生労働省
「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
(☎ 0120-400-903 受付時間 平日9時～18時)
子育て支援課 (☎ 58-2232 FAX 58-2293)

INFO **児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届提出**

問 / 子育て支援課 (☎ 58-2232 FAX 58-2293)

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届を提出してください。期間中に提出しないと手当が受けられなくなり、2年間手続きをしないと受給資格がなくなりますので、ご注意ください。対象の方には通知書を発送しています。手続きに必要なものなど詳しくは通知書をご確認ください。

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
手続き期間	8月3日(月)～8月31日(月)	8月12日(水)～9月11日(金)
手続き場所	子育て支援課	福祉課 寺井窓口センター 根上窓口センター
問い合わせ	子育て支援課 (☎ 58-2232)	福祉課 (☎ 58-2230)

コロナ関連 国民健康保険・後期高齢者医療保険 **傷病手当金について**

問 / 保険年金課 (☎ 58-2236 FAX 58-2293)

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入の被用者（給与の支払いを受けている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、就労することができず給与を受けられない場合、傷病手当金を支給します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



INFO 地震や津波、武力攻撃などの発生時に備えて
防災行政無線を用いた情報伝達訓練を行います

問 / 危機管理課 (☎ 58-2201 FAX 58-2290)

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり「アラート」*の情報伝達訓練を行います。市内の屋外スピーカーとご家庭の戸別受信機から、一斉に放送が流れますので、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、災害などにより訓練の実施が困難であると判断された場合は中止となります。詳しくは「国民保護ポータルサイト」をご覧ください。

▶ **訓練実施日時**

8月5日(水) 午前11時（令和2年度第2回）

▶ **放送内容**

（上りチャイム音）
「こちらは、能美市役所です」
「これは、「アラート」のテストです」を3回放送
「こちらは、能美市役所です」
（下りチャイム音）

※「アラート」とは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。



INFO コロナ禍における災害に備えて
感染症対策グッズをプラス！持ち出し袋の再点検を

問 / 危機管理課 (☎ 58-2201 FAX 58-2290)

いつもの非常用持ち出し袋に加え、**感染症対策グッズ**をあらかじめ準備しておき、いつでもすぐに持ち出せるようにしておくことと慌てることなくスムーズに避難が行えます。

避難所の物資には限りがありますので、できるだけご自身でご持参ください。

通常の非常用持ち出し袋



プラス 感染症対策グッズ



準備のポイント

- ・非常用持ち出し袋が避難の妨げにならないよう、持ち物は最小限にして、背中に背負うなど、両手が自由に使えるようにしておきます。
- ・食料品はローリングストック法（日常の食品を食べて買い足す備蓄方法）により備えておくと、いざという時、賞味期限切れで困ることがなく安心です。

補助金		
県	⑨感染拡大防止対策支援金 （最大 50 万円（補助率 4/5）） 県内の中堅・中小企業・個人事業主の感染拡大を防止するための取り組みに対して補助（ビニールカーテンや間仕切り、空気清浄器の導入や客席の間隔を広げる店舗改装費等が対象） ▶ 問い合わせ 石川県事業者支援ワンストップコールセンター（☎ 076-225-1920）	申請期限 9 月 30 日(水)
市	⑩感染拡大防止支援事業補助金 （事業者負担分（1/5 相当） 最大 10 万円） 県の感染拡大防止対策支援金および小規模事業者感染拡大防止緊急支援費補助金を受けた事業者 ▶ 問い合わせ 能美市産業交流部商工課（☎ 58-2254）	申請期限 9 月 30 日(水)
県	⑪新分野チャレンジ緊急支援費補助金 （事業に要する経費 最大 50 万円（補助率 4/5）） 厳しい状況を乗り越えるため新たな分野にチャレンジしたい中小企業等 ▶ 問い合わせ 石川県事業者支援ワンストップコールセンター（☎ 076-225-1920）	申請期限 9 月 30 日(水)
県	⑫コロナ時代に適応する設備導入支援事業費補助金 （設備導入費等 最大 600 万円（補助率 3/4）） 3 密防止・遠隔ビジネス等の設備投資をする中小企業等 ▶ 問い合わせ 石川県商工労働部産業政策課（☎ 076-225-1513）	申請期限 7 月 31 日(金)
国	⑬新たな需要を取り込む新技術・新製品開発支援事業費補助金 新製品開発支援 最大 200 万円（補助率 4/5） 新技術開発支援 最大 1,000 万円（補助率 4/5） コロナ時代の新たな需要を取り込むための新技術開発を行う事業者 ▶ 問い合わせ 石川県商工労働部産業政策課（☎ 076-225-1513）	申請期限 7 月 31 日(金)

コロナ関連

市の事業の中止・規模縮小について

中止	敬老会
毎年 9 月に開催している敬老会は中止いたします。 ▶ 問い合わせ 介護長寿課（☎ 58-2233 ☎ 58-2292）	
規模縮小	能美市戦没者慰霊式
参列者は遺族会の一部役員のみで開催いたします。 ▶ 日程 8 月 7 日（金） 9 時～ ▶ 場所 和田山霊碑前 ▶ 問い合わせ 福祉課（☎ 58-2230 ☎ 58-2294）	

コロナ関連

専門家による経営相談や支援策の相談を開始します

問 / 商工課（☎ 58-2254 ☎ 58-2266）
事業者からの経営相談や、持続化給付金・雇用調整助成金、感染拡大防止対策支援金など、国・県等の新型コロナウイルス感染症関連の支援策活用などについて、県よろず支援拠点より派遣された専門家による来訪相談を受け付けます。 なお、相談はご予約の方を優先して対応させていただきますので、ご予約のない場合はお待ちいただく場合がございます。 ▶ 実施期間 8 月 3 日（月）～9 月 30 日（水） 毎週月・水・金曜日（祝日を除く）13 時～17 時（最終受付 16 時 30 分） ▶ 場所 寺井分室 3 階 会議室

コロナ関連

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

事業者の皆さまへの支援メニュー

情報発信元 / 商工課（☎ 58-2254 ☎ 58-2266）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者等の事業継続や感染拡大防止に向けた取り組みを下記のとおり行っています。申請したい方は、各問い合わせ先へご相談ください。

助成金		
国	①持続化給付金 （法人 200 万円以内、個人事業主 100 万円以内） 売上が前年同月比 50%以上減少した企業 ※資本金 10 億円以上の大企業を除く ▶ 問い合わせ 中小企業庁 持続化給付金コールセンター（☎ 0120-115-570）	申請期限 令和 3 年 1 月 15 日(金)
県	②石川県経営持続支援金 （法人 50 万円、個人事業主 20 万円） 国の持続化給付金を受けた事業者 ▶ 問い合わせ 石川県事業者支援ワンストップコールセンター（☎ 076-225-1920）	申請期限 9 月 30 日(水)
市	③生活必需品販売持続化支援給付金 ④サービス業等持続化支援給付金 （一律 10 万円） 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 1 月から 6 月までの期間のうちいずれかひと月の売上が前年同月比で 30%以上 50%未満減少している中小事業者及び個人事業主（理美容業等、市が指定する業種に限る） ▶ 問い合わせ 能美市産業交流部商工課（☎ 58-2254）	申請期限 7 月 31 日(金)
国	⑤家賃支援給付金 （法人は最大 600 万円（上限 100 万円／月）個人事業主は最大 300 万円（上限 50 万円／月）） 売上が前年同月比 50%以上減少または連続する 3 か月の前年同期比 30%以上減少する中小企業等に申請時の直近の支払家賃（月額）をもとに、6 か月分の家賃を支援 ▶ 問い合わせ 中小企業庁 家賃支援給付金コールセンター（☎ 0120-653-930）	申請期限 令和 3 年 1 月 15 日(金)
県	⑥石川県家賃支援給付金 （中小企業は最大 150 万円、個人事業主は最大 75 万円） 国の家賃支援給付金を受けた事業者 ▶ 問い合わせ 石川県事業者支援ワンストップコールセンター（☎ 076-225-1920）	申請期限 9 月 30 日(水)
国	⑦雇用調整助成金 （助成金上限額：15,000 円／人・日） 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近 1 か月の売上が 5 %（3 月以前は 10%）以上低下した企業で、休業手当を支払い従業員を一時的に休業させた場合に、休業手当相当額に対して中小企業は 4/5、大企業は 2/3 の助成金を支給 （解雇を行わなかった場合、中小企業は 10/10、大企業は 3/4） ▶ 問い合わせ 学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター（☎ 0120-60-3999）	申請期限 9 月 30 日(水)
国	⑧小学校休業等対応助成金・支援金 小学校等の休校により子供の世話をを行う労働者に対し有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を与えた企業等（4 月 1 日以降取得分） ・労働者を雇用する事業主：休暇中に支払った賃金相当額に対して 10/10（助成金上限額：15,000 円／人・日） ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について 7,500 円／人・日（定額） ▶ 問い合わせ 学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター（☎ 0120-60-3999）	申請期限 9 月 30 日(水)

能美市職員募集

申・問 / 総務課 (☎ 58-2200 FAX 58-2290)

令和2年度職員採用試験(令和3年4月採用)を次のとおり行います。
※5月号でお知らせした日程から試験日が変更となっていますのでご注意ください。

募集職種	採用予定人員	受験資格・その他
行政職(上級)	2人	平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれ、大学卒業もしくは令和3年3月末までに卒業見込みの人
土木技術職(上級)	2人	昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれ、土木の専門課程を修了して大学卒業もしくは令和3年3月末までに卒業見込みの人
土木技術職(中級)	1人	平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれ、土木の専門課程を修了して短期大学または高等専門学校を卒業もしくは令和3年3月末までに卒業見込みの人
建築技術職(上級)	1人	昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれ、1級建築士の資格を有する人で、大学卒業程度の学力を有する人
保育士(中級)	3人	平成7年4月2日から平成13年4月1日までに生まれ、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を有する人
保育士(経験者)	2人	昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれ、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を有する人で、児童福祉施設または幼稚園で保育や幼児教育の実務に3年以上従事した経験を有する人
栄養士(中級)	1人	昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれ、栄養士の資格を有する人または令和3年3月末までに資格取得見込みの人
児童厚生員(経験者)	1人	昭和47年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれ、保育士・幼稚園教諭・教員のいずれかの資格を有する人で、児童福祉施設での業務に10年以上従事した経験を有する人
消防士(初級)	2人	平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれ、高等学校卒業程度の学力を有する人(身体要件あり)
美化センター技能士(技能労務職)	1人	平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれ、高等学校卒業程度の学力を有する人

※能美市もしくはその周辺に居住、または居住見込みで、通勤可能な人
その他、詳細な資格・要件等については総務課で配布する試験案内またはホームページでご確認ください。
6月に実施した試験で行政職(上級)を受験した人は同じ職種を受験できません。また、消防士(上級)を受験した方も消防士(初級)を受験できません。

試験日	受験手続	試験内容	合否の通知
一次試験 9月20日(日)	総務課で交付する申込用紙を8月3日(月)から8月26日(水)までに、総務課へ提出してください。(郵送の場合は、簡易書留により8月26日までの消印のあるものが有効) ※申込用紙は能美市ホームページからもダウンロードできます。	教養試験 小論文試験 適性検査 体力試験(消防士のみ)	合否にかかわらず、受験者全員に郵送でお知らせします。

提出先 能美市総務部総務課 〒923-1297 能美市来丸町1110番地

※一次試験の場所・時間帯は、試験申込者にお知らせします。

※二次試験は、11月上旬を予定していますが、一次試験合格通知にあわせてお知らせします。

のみ応援特典券の利用は 8月31日(月)までです

問 / 商工課 (☎ 58-2254 FAX 58-2266)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、市民の皆さまの家計に役立てていただくとともに、市内の施設・店舗を、皆さまの買物や飲食、サービス利用等を通じて応援する「のみ応援特典券」。広報のみ7月号の巻末に2枚綴じ込まれています。**利用期間は令和2年8月31日(月)まで**です。市内取扱店で、家族や友達との食事、夏の贈り物購入、夏バテ解消等にご利用ください。詳しくは広報のみ7月号34ページ～36ページをご覧ください。

▶ 利用方法

- ・広報のみ7月号に綴じこまれた「のみ応援特典券」を切り離し、取扱店での会計時に提出してください。
- ・1回のお支払いにつき特典券1枚が利用できます。
- ・4,000円(税込)以下の利用では5割引きに、4,000円(税込)を超える利用では2,000円引きになります。

手指消毒などで使用するアルコールの火災にご注意ください

アルコールによる火災の危険について

問 / 寺井消防署 (☎ 58-6321 FAX 58-6496)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手指の消毒などで消毒用アルコールを使用する機会が増えています。消毒用アルコールは、感染対策として非常に有効とされていますが、火災には十分にご注意ください。

▶ アルコールによる火災の危険性

消毒用アルコールはアルコール濃度が非常に高く、常温で可燃性の蒸気が多く発生します。そのため、火気に近づけると引火する危険があります。

調理時におけるコンロの使用や、喫煙時にライターを使用する際、また、今の季節から楽しむ方の増えるバーベキューなどにおいては、火気の取り扱いに十分にお気を付けください。



消毒用アルコール使用時の注意点

1. 消毒後、手のアルコールが乾かないうちにコンロやライターを使用しない。
2. アルコールの入った容器を、コンロなど火気を使用する器具の近くに置かない。
3. アルコールを別の容器に詰め替える際は、十分な換気を行う。(蒸気の滞留防止のため)
4. 炎天下の車内に容器を放置しない。(容器の膨張による破裂防止のため)

火災の危険を学ぶ動画も作成しましたので右記のQRコードを読み取り、ぜひ視聴ください。



火災動画のQRコード

有料広告

有料広告

有料広告



能美市ふるさと振興公社職員募集

問 / ふるさと振興公社 (☎ 52-8008 FAX 52-8012)

令和2年度職員採用試験(令和3年4月1日採用)を次のとおり行います。

募集職種	採用予定人員	受験資格・その他	採用時の勤務場所及び主な職務内容
学芸員 (美術工芸)	1名	昭和50年4月2日以降に生まれた人で大学または大学院で歴史または美術を専攻し、博物館法第5条第1項の学芸員の資格を有し、美術工芸系の美術館に勤務経験のある人または勤務希望の人	能美市九谷焼資料館※において、九谷焼関連の美術工芸資料の収集・保管・調査研究、展示会の企画・運営等の業務に従事します。なお、九谷焼を通しての地域連携、観光振興、教育普及の業務も含まれます。 ※九谷焼資料館は、8月11日(火)から能美市九谷焼美術館「五彩館」と名称変更されます。

※能美市もしくはその周辺に居住または居住見込で通勤可能な人。ただし、受験資格の欠格条項があります。

試験日	受験手続	試験内容
一次試験 9月20日(日)	ふるさと振興公社で交付する申込用紙を8月3日(月)から8月26日(水)までに、ふるさと振興公社へ提出してください。(郵送の場合は、簡易書留により8月26日までの消印のあるものが有効) ※申込用紙はふるさと振興公社ホームページからもダウンロードできます。	教養試験 小論文試験 適性検査 専門試験

提出先 (公財) 能美市ふるさと振興公社 〒923-1245 能美市辰口町ヌ10番地

※一次試験の場所・時間帯は、試験申込者にお知らせします。

※二次試験は、11月上旬を予定していますが、一次試験合格通知にあわせてお知らせします。



能美市社会福祉協議会職員募集

問 / 社会福祉協議会 (☎ 58-6200 FAX 58-6250)

令和2年度職員採用試験(令和3年4月1日採用)を次のとおり行います。

募集職種	採用予定人員	受験資格・その他
社会福祉士 (中級)	若干名	平成2年4月2日から、平成11年4月1日までに生まれ、社会福祉士の資格を有する人、もしくは、令和3年3月31日まで取得見込みの人

※能美市もしくはその周辺に居住または居住見込で通勤可能な人。ただし、受験資格の欠格条項があります。

試験日	受験手続	試験内容
一次試験 9月20日(日)	能美市社会福祉協議会で交付する申込書を8月3日(月)から8月28日(金)までに、必要書類を添えて、同協議会へ提出してください。(郵送の場合は、簡易書留により8月28日までに必着のこと。) ※申込用紙は同協議会ホームページからもダウンロードできます。	教養試験 職場適応性検査 作文試験

提出先 能美市社会福祉協議会 〒923-1121 能美市寺井町ヌ8番地1 ふれあいプラザ2階

※二次試験日・内容は、一次試験合格通知にあわせてお知らせします。

有料広告